

Deloitte.

デロイト トーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス 南アフリカ

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ 税理士法人

2024年1月



目次

南アフリカの税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	7
進出・撤退時の留意すべき課税関係	8
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	10
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	11
法人課税にかかる各種優遇税制措置	12
PE課税-PE類型	14
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	15

ホットトピックス	16
----------	----

Pillar2の法制化状況について	18
-------------------	----

南アフリカの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	20
-----------	----

LF/MFの概要	21
----------	----

国別報告書の概要	22
----------	----

最近の移転価格調査におけるトピックス	23
--------------------	----

移転価格税制の動向	24
-----------	----

南アフリカの税制概要

法人税コンプライアンス

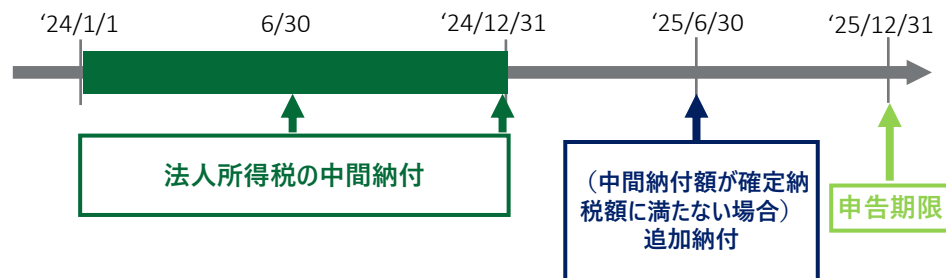
居住者については全世界所得課税となり、原則27%の税率で課税される。確定申告書は通常会計年度終了後12か月以内に提出する必要がある。

法人所得税

居住者	原則として南アフリカ国内で設立された法人又は南アフリカに経営の本拠地を置いている法人
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	原則27%
課税年度	法人の会計年度
申告納付期限	申告期限：通常会計年度終了後12か月以内（又は南アフリカ歳入庁（The South African Revenue Service、以下、「SARS」）と合意したその他の期間） 申告期限については、毎年SARSより公告される。

中間納付	2回（見込税額の2分の1ずつを半期に1回納付。） 中間納付額が確定納税額に満たない場合には、追加納付を課税年度終了6月以内に行う必要がある。
時効	申告期限から3年 （申告書が未提出の場合は5年）
連結納税制度	なし

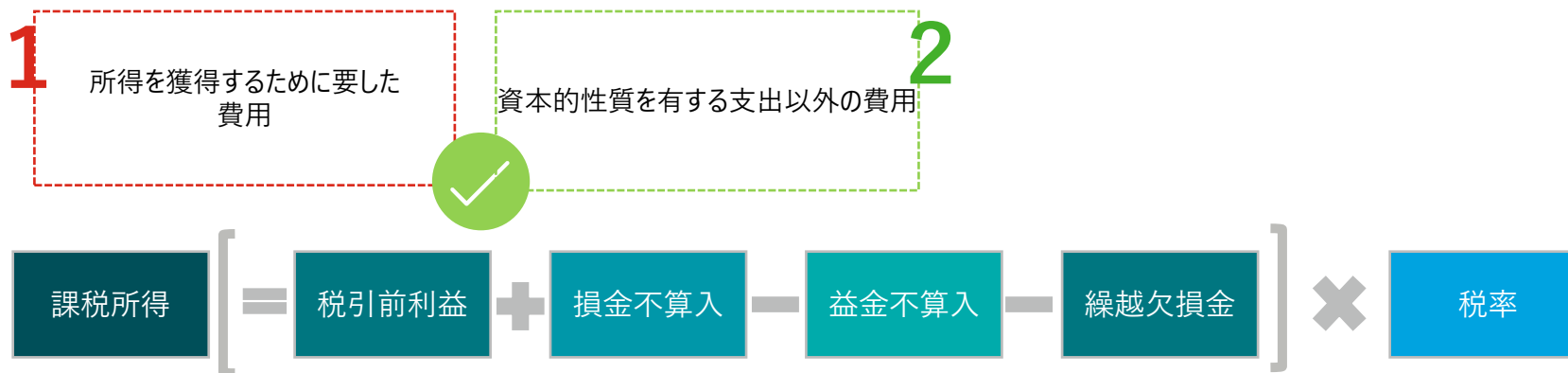
例：12月決算の場合



課税所得計算（1/2）

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



損金算入項目

役員報酬	取締役報酬は決定・支払われた年に損金算入される。
寄附金	SARSによって承認された公益団体等に対するものは損金算入される。
交際費	事業活動に密接に関連しているものについて損金算入される。
キャピタルロス	キャピタルゲインとのみ相殺可能。

- 損金不算入 として、留意すべき項目の代表例

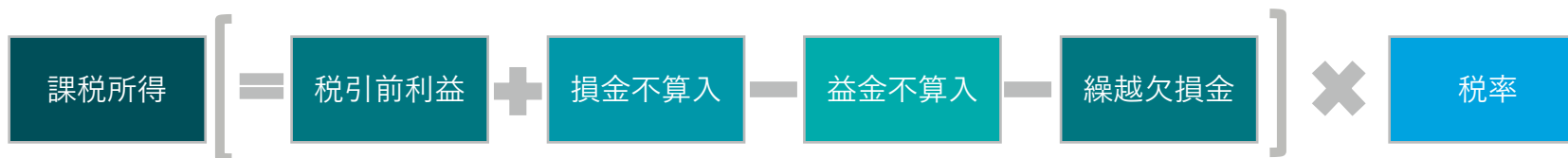
引当金・準備金	偶発債務に係る引当金や将来の支出に係る引当金は原則として損金算入が認められない。
---------	--

益金算入項目

- 益金不算入 として、留意すべき項目の代表例

受取配当	内国法人からの配当は課税対象外となる。外国法人からの配当については原則課税所得に含まれる。ただし、10%以上の株式及び議決権を保有している外国法人からの配当については、全額益金不算入。 (外国法人からの配当につき課税対象となる場合の源泉所得税には、外国税額控除の適用が可能。)
キャピタルゲイン	譲渡所得の80%のみが課税所得に含まれ、通常の法人税率により課税される（実効税率は21.6%）。ただし、外国法人株式の売却益のうち一定の要件を満たすものについては課税されない。

課税所得計算 (2/2)



■ 繰越欠損金 について

欠損金等	繰越期限	無期限（事業活動を行わない年度が生じた場合には、以後の課税年度への繰越はできない。）
	控除限度額	2023年3月31日以後に終了する会計年度について、当期課税所得の80%相当額を上限に適用可。 （超過額は、同じ80%制限規則が適用されることを条件に以後の課税期間に繰越可能。）

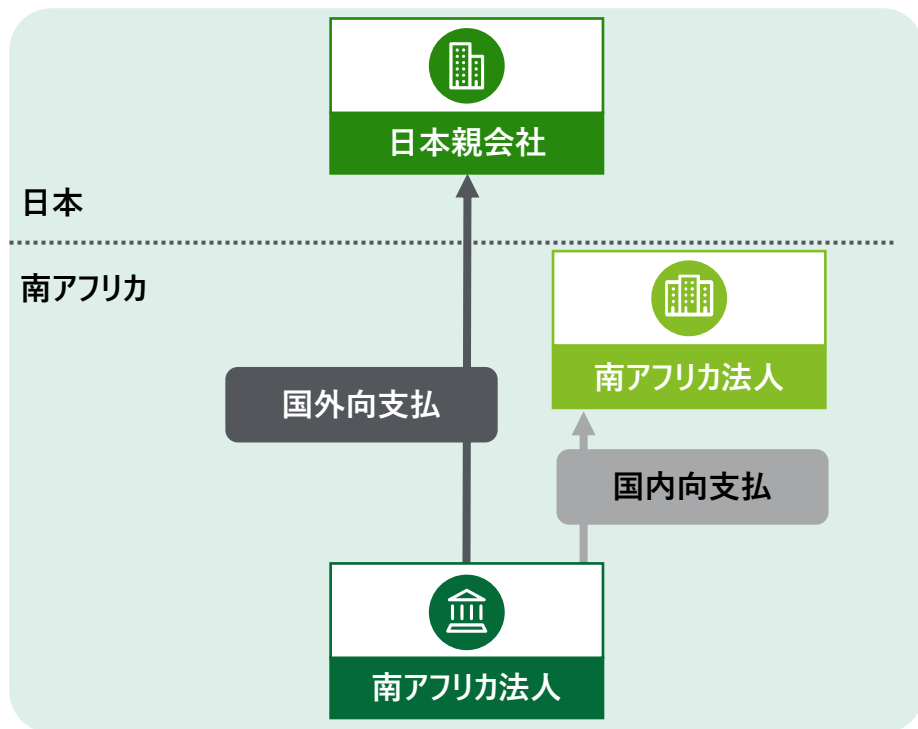
■ 税率 について

税率	原則27%
----	-------

法人所得税関連の中小企業優遇措置

- **小規模企業**（Small Business Corporations）
年間売上高20百万ZAR以下の法人。
課税所得に基づいて、0～27%の累進税率により課税される。
- **マイクロビジネス企業**（Micro Business Corporations）
年間売上高100万ZAR以下の法人。
課税売上高に基づいて0～3%の累進税率により売上高税（Turnover Tax）が課税される。

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



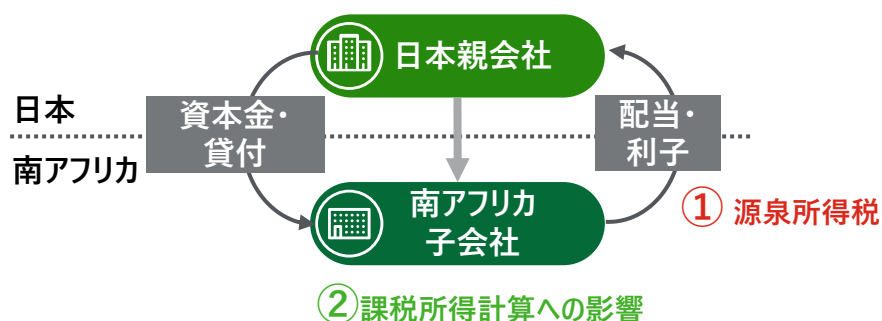
	税率		
	居住者	非居住者	
		国内法	租税条約
利子	0%	15%	10%(*1)
配当	0%	20%	5/15%(*2)
使用料	0%	15%	10%

(*1)政府、中央銀行等が全面的に所有する金融機関に支払う利子等は0%の源泉税率が適用される。

(*2)配当金の権利確定日の属する事業年度終了の日から遡って6か月継続して議決権のある株式の少なくとも25%を直接保有している場合、5%の制限税率が適用され、それ以外の場合は15%が適用される。

進出・撤退時の留意すべき課税関係 (1/2)

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

南アフリカ子会社が日本親会社に対して支払う配当に係る源泉税は原則租税条約により保有割合・保有期間に応じて**5/15%**（**免除証明書を提出しない場合は20%**）が適用され、南アフリカ子会社が日本親会社に対して支払う利子に係る源泉税は原則租税条約により10%が適用される。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	5/15%*	10%*

(*)租税条約の制限税率を記載。

② 課税所得計算への影響 南アフリカ子会社

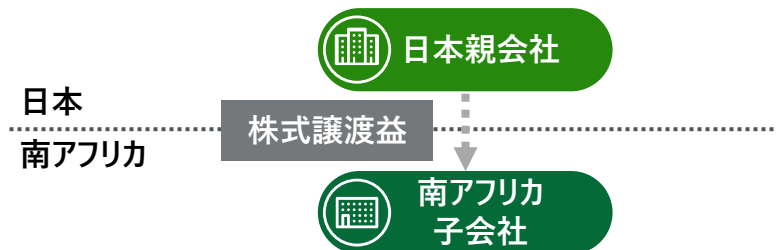
株主に対して支払われる配当は損金の額に算入することができない。

日本親会社に対する支払利子については、過小資本税制の制限を受ける場合がある。過少資本税制の適用にあたり、SARSは従来適用されていたセーフハーバー比率に代わり独立企業間テストが適用されている。

また、利子控除の額はEBITDAの30%に制限されている。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



■ 南アフリカにおけるキャピタルゲイン課税

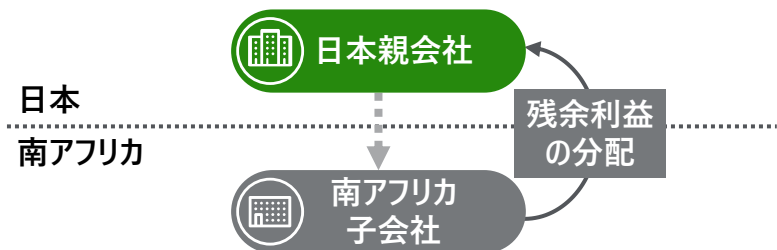
🏢 日本親会社

外国法人による南アフリカ内国法人株式の譲渡から生じるキャピタルゲインは、その株式が不動産持分に該当する場合(*)を除き、一般的に**非課税**である。

(*)南アフリカ内国法人株式の時価の80%以上が南アフリカの不動産から構成されており、日本親会社（単独又は関係者と合わせて）がその株式の20%以上を保有している場合

日本と南アフリカの租税条約上、南アフリカでの**課税権**を認めている。

清算時の残余利益に対する課税



■ 配当課税の有無

🏢 日本親会社

残余利益には配当と同様に**20%の源泉税**が課税される。

（租税条約の適用を受ける場合には保有割合・保有期間に応じて**5/15%に減額**される。）

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

子会社は全世界所得に課税される一方で、支店は南アフリカ国内源泉所得に課税される。また、子会社からの配当については源泉税が課される一方で、支店からの利益送金には源泉税は課されない。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	南アフリカ国内源泉所得
法人所得税 適用税率	原則27%	原則27%
申告手続き	事業年度末日から6月以内に申告書を提出	事業年度末日から6月以内に申告書を提出
利益の還流	配当に係る源泉税の税率は、租税条約により、議決権の保有割合及び保有期間に応じて5/15%	利益送金に源泉税は課されない

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

<p>従業員の雇用に係るコスト等</p>	<p>社会保険 ■ 失業保険基金 (UIF) 雇用者と従業者がそれぞれ月額報酬額の1%を負担する。 拠出額は月354.24ZARに制限される。</p> <p>税金 ■ 技術開発税 (SDL) 従業員に対する年間報酬額が50万ZARを超える雇用主は、月額総報酬額の1%を負担する。</p>
<p>不動産譲渡税</p>	<p>VAT対象とならない南アフリカに所在する不動産の取得に対して、取得時の資産価値に基づき0~13%の累進税が課税される。 不動産取得日から6月以内に納付しなければならない。</p>
<p>有価証券譲渡税 (STT)</p>	<p>上場または非上場の有価証券の譲渡に対して、課税対象金額(*)の0.25%の税率で課税される。 (*)上場株式・譲渡対価、上場株式以外・時価</p>

<p>付加価値税 (VAT)</p>	<p>税率</p>	<p>標準税率は15% (一定の物品及びサービスは免税)</p>
	<p>課税対象取引</p>	<p>南アフリカで販売及び消費される広範囲な物品とサービス、及び物品とサービスの輸入</p>
	<p>登録義務</p>	<p>連続する12か月間の課税売上高が100万ZARを超える企業はVAT登録が義務づけられている。</p>
	<p>申告期限及び納付期限</p>	<p>SARSによってVAT登録事業者に割り当てられたカテゴリに応じ、毎月もしくは2か月ごとに申告書の提出と納付を行う必要がある。</p>
	<p>インボイス制度</p>	<p>VAT登録事業者は、取引日から21日以内にインボイスを発行しなければならない。</p>
<p>国境をまたぐデジタルサービスへの課税</p>	<p>該当なし</p>	

法人税にかかる各種優遇税制措置 (1/2)

項目	対象企業	優遇措置内容
<p>経済特区 (Special economic zone (SEZ))</p>	<p>経済特区内で事業活動を行う承認企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物等の加速度償却が認められる。 ■ 以下の要件を満たす企業について、軽減税率15%を適用する。(ただし、コンサルタント業務及びそれに関連する業務については適用されない。) <ul style="list-style-type: none"> (1)南アフリカ国内で設立又は実質的に管理されている法人 (2)その収入の少なくとも90%以上が、SEZ内の事業所における商品販売又はサービスの提供から起因するものである (3)財務大臣の承認を受ける ■ 雇用奨励法の要件を充足するSEZ内で事業活動を行う企業及び事業者については、雇用に係る税金について減税の対象となる場合がある。 <p>※SEZ内の既存事業の拡大又は新規事業の設立のみが対象となる。(2019年1月1日以後、本税制優遇措置の恩恵を受けることを目的として既存の事業をSEZに移転することはできないことが明らかにされた。)</p> <p>※本制度は2031年1月31日をもって失効する予定である。</p>
<p>雇用促進税制 (Employment Tax Incentive(ETI))</p>	<p>2013年10月1日以後に所定の身分証明書を有する若年労働者(18歳以上29歳以下)を雇用する企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象となる労働者を雇用する企業は、雇用開始から2年間労働者の源泉徴収税額を減らすことができる。 ■ 年齢(18歳以上29歳以下)要件の他、月額報酬6,000ZAR以下であること、雇用者と関係のある者でないことなどの要件を満たす必要がある。 ■ 主に経済特区(SEZ)内で事業を行う雇用主に対してSEZ内でサービスを提供する労働者については、年齢の上限(29歳)の制限は適用されない。 ■ 本制度は2029年2月28日まで適用可能である。

法人税にかかる各種優遇税制措置 (2/2)

項目	対象企業	優遇措置内容
GBSインセンティブプログラム	オフショア市場においてサービス提供を行う南アフリカ国民を雇用する企業	<ul style="list-style-type: none">■ オフショア市場においてサービスを提供するための南アフリカの新規雇用創出のために適用される優遇措置であり、一定の要件を満たす労働者（南アフリカ国民に限る）を雇用した場合に130,000ZAR～275,000ZARの任意の現金助成金を受けることが可能である。■ 助成金を受ける資格を得るには、従業員の雇用前に助成金を申請し、最低賃金を支払い、その他の一定の要件（南アフリカ法令の遵守、「多様性、公平性、包摂性に関するポリシー（Broad Based Black Economic Empowerment（「BBBEE」）」の遵守など）を満たす必要がある。

PE課税—PE類型

PEの種類

支店PE

- ① 事業の管理の場所
- ② 支店
- ③ 事務所
- ④ 工場
- ⑤ 作業場
- ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人（常習代理人）



南アフリカのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

建設PE

12カ月を超える期間存続する建設工事現場、又は建設、据付もしくは組立工事またはこれらに関連する監督活動。



MLI条約の署名：

日本：2019年1月1日に発効
南アフリカ：2023年1月1日発効
(源泉徴収による租税については2023年1月1日以後に生ずる課税事象から、源泉徴収による租税以外の租税については2023年7月1日以後に開始する課税期間から適用)

PEに関連するMLI条約の規定の適用：

第13条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

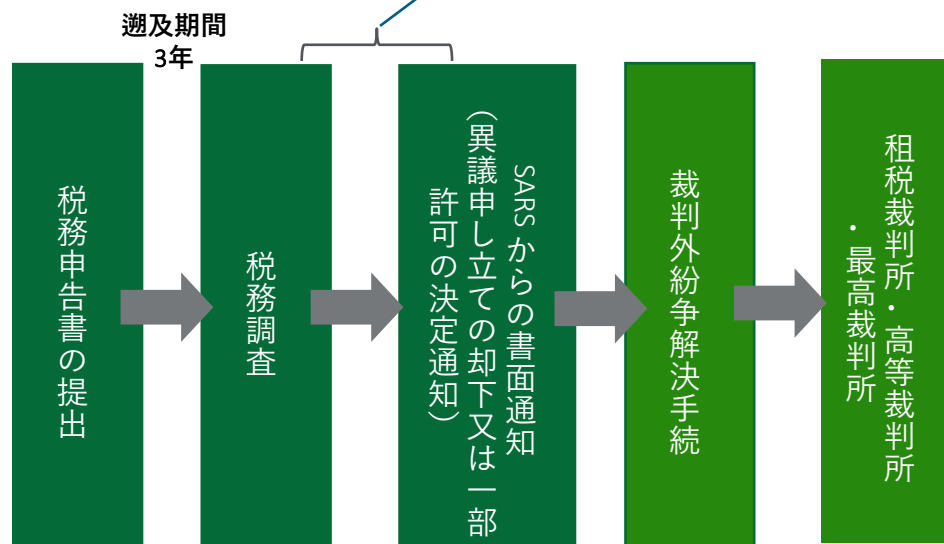
紛争解決手続き及びプロセス

評価の請求（納税者）

異議申し立て前に、納税者は査定日から30営業日以内に評価の請求を行うことができる。

異議（納税者）

評価の請求後、納税者はSARSからの通知の日から80日営業日以内（評価の請求をしていない場合には、審査日から80営業日以内）に異議申し立てを行う必要がある。



- 税務調査の対象となる納税者の選定
SARSの内部プロセス（例えば、関心の高い分野や法改正が実施された分野など）に基づき選定される。
- 3年間の税務時効（法人税）の終了後、SARSは、その年に不正、虚偽表示又は重要な事実の非開示があったことが立証された場合のみ、追加査定を行うことができる。

■ 税務当局の名称：SARS

<https://www.sars.gov.za/>

不服申し立て（納税者 / SARS）

納税者はSARSの決定から30日以内にSARSの決定に不服を申し立てることができる。（合理的な理由がある場合には21日、例外的な事情がある場合には45日延長可。）

裁判外紛争解決手続きの申し立ては納税者・SARS共に行うことが可能だが、最終的な判断は不服申し立てから30日以内にSARSが行う。

不服申し立て（納税者）

裁判外紛争解決手続の判断は、上訴から30日以内にSARSが判断する。

裁判外紛争手続で問題が解決されない場合には、税務委員会による審理を経て租税裁判所または租税裁判所の上位の裁判所（高等裁判所、最高裁判所）へ上訴することができる。

ホットトピックス

01

繰越欠損金の使用制限について

論点

- 法人税率が28%から27%に引き下げられたことに伴い、財務省は基礎拡大措置を発表した。これらの措置の一環として、現在、繰越欠損金の使用に制限が設けられている。
- 繰越欠損金は、当期課税所得の80%相当額を上限に適用することができることとなった。超過額は、同じ80%制限規則が適用されることを条件に以後の課税期間に繰り越すことができる。

02

移転価格税制

論点

- 移転価格税制は、南アフリカの納税者が南アフリカ国外の関係者との取引において独立企業原則に従うことを義務付けている。
- 報告年度の直前の会計年度における多国籍企業の連結グループ総収益が7億5,000万EUR以上である場合は、国別報告書を提出する必要がある。
- 関連者間取引金額の合計が1億ZARを超える、または超えると予想される場合は、ローカルファイルとマスターファイルの作成・提出が必要となる。また、1億ZARを超えない、または超えることが予想されない場合には、納税者はその取引が独立したものであることをSARSに納得させるために記録を保持しなければならない。
- ローカルファイルとマスターファイルは会計年度終了後から12か月後までに提出が求められる。
- 移転価格税制は最近のSARSの税務調査の焦点となっており留意が必要である。

ホットトピックス

03

ソーラー・インセンティブ

論点

- 2023年3月1日から2025年3月1日までの間に初めて使用され、かつ、当該納税者が南アフリカにおいて以下の発電のために使用する新規かつ未使用の資産に関して、**125%の税額控除**が規定されている。（2023年3月1日に施行、2023年3月1日以後に使用される資産より適用。）
 - ・風力発電
 - ・太陽光発電
 - ・集中太陽エネルギー
 - ・水力発電
 - ・有機廃棄物、埋立ガスまたは植物材料からなるバイオマス

Pillar 2 の法制化状況について

南アフリカでは、2025年のグローバル・ミニマム課税の施行を目指し法案化予定であるが、具体的な指針は未公開のため、引き続き注視する必要がある。

項目	施行日	適用初年度	詳細
全体的な法制化の状況			<ul style="list-style-type: none">◆ 財務大臣は2023年2月の予算演説で、2023年度末に向けてOECDの第二の柱の一部である15%のグローバル・ミニマム課税 (GMT) に関するポジションペーパーを公表すると発表した。法案は2024年の立法サイクル (2025年に施行予定) で予定されている。◆ 2023年10月時点において、上記に関する追加の指針は公表されていない。
IIR (Income Inclusion Rule)	—	—	
QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top up Tax)	—	—	
UTPR (Undertaxed Payments Rule)	—	—	

南アフリカの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

1995年（Income Tax Act 58 of 1962 にSection 31が導入）

02

関連者の定義*

“Connected person”及び“Associated Enterprise” - 直接的または間接的な管理支配関係

03

移転価格調査の時効

3年（当局は3年間延長することができる。なお、虚偽の申告や重要な事実の不開示の場合には時効は延長または削除される）

04

独立企業間価格の算定方法

OECDガイドラインに沿った5つの移転価格算定方法が認められている。

- CUP法
- CP法
- RP法
- PS法
- TNMM

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：**あり**（発行日：1997年11月5日）
- 実務上の適用可能性：**相互協議**については適用可能
APAについては未導入（しかし、現時点で法案は公表されている）

*関連者の判定は“Connected person”に該当するかどうかによって判定される。また、OECDモデル条約9条に規定されている関連者の定義に適合するよう、改正が行われ、関連者の定義に“Associated Enterprise”が追加された（2023年1月1日以後に開始する事業年度に関して適用）

- “Connected person”に該当するかどうかは、50%以上の株式や議決権の保有といった形式的な基準及び、形式的な基準によらず、実質的に一方の国の企業がもう一方の国の企業の経営、支配または資本に直接または間接的に参加している場合、該当することになる。
- “Associated Enterprise”に該当するかどうかの判定は、価格設定に対して影響を及ぼしているか、といった事実関係に応じてケースバイケースで判断される。

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- 南アフリカ法人、または南アフリカに恒久的施設（PE）を有する外国法人であって、以下のいずれかの要件を満たすもの
 - 南アフリカでCbCRを提出する必要がある場合
 - 関連者間取引が年間1億ZARを超える場合

②作成期限

- 会計年度終了から12カ月

③提出期限

- 作成期限と同様（居住者のみ提出義務がある）

④作成言語

- 英語

⑤罰則

- 文書の提出義務に違反する場合、前年の課税所得に応じて 250～16,000ZARの範囲で罰金が科される。実務上は、納税者がCbCRを提出しなければならない場合を除き、遅延による罰則はない。

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者*

- 南アフリカ法人、または南アフリカに恒久的施設（PE）を有する外国法人であって、以下のいずれかの要件を満たすもの
 - 南アフリカでCbCRを提出する必要がある場合
 - 関連者間取引が年間1億ZARを超える、多国籍企業グループの最終親会社が南アフリカに居住している場合、またはグループ内の企業がマスターファイルを作成している場合
 - 南アフリカに恒久的施設（PE）を有する外国法人は、マスターファイルの情報と同等の記録を保持する義務がある。

②作成期限-⑤罰則

- LFと同様

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

①作成義務対象者

- 最終親会社の前年度連結売上高が100億ZAR以上（最終親会社が非居住者である場合は7億5000万EUR以上）の多国籍企業グループで、かつ以下のいずれかに当てはまる南アフリカに所在する構成会社等
 - 最終親会社とその所在国においてCbCRの提出義務がない場合
 - 最終親会社の所在地国の税務当局とCbCRの自動交換条約を締結していない、あるいは締結しているがCbCRの提出期限までに有効となっていない
 - 最終親会社の居住地である法域で税務上のシステム障害が発生している

②提出期限／作成期限

- 最終親会社の会計年度終了から12カ月以内

③罰則

- LFと同様

④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- 最終親会社の会計年度終了から12カ月以内（申告書に組み込まれている）

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の
傾向

論点

- 特定の産業や取引では、積極的に調査が行われる傾向にある。
 - 狙われやすい産業 : 自動車、石油・ガス・鉱物等の採掘
 - 狙われやすい取引 : 取引金額の大きい取引は当局が注目する傾向にある
 - 調査のトリガー : 当局はリスク評価アプローチを使用しており、申告書の記載情報に基づきリスク評価が行われる

02

対応方法についての
助言

論点

- 南アフリカにおいては、LF/MFは作成・提出する義務があるため、移転価格ポリシーを適切に設定・運用したうえで、文書において整理しておく必要がある。
- 従来は関連者に該当していなかった企業が、改正により関連者に該当するようになることも想定され、関連者に該当した場合には移転価格税制の対象となるため、適切な移転価格管理が必要となる。

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）

その他特筆すべき事項	
税務当局における税務調査の状況の変化	移転価格税制に関する問題は、裁判外紛争解決手続の一環として和解で解決されることが最も多い。
APA審査・協議対応の変化	二国間APAの枠組みとして法律案が公表された。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 (税務当局内)	2023年10月時点では利益Bに関して議論は行われていない。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 (日系企業内)	2023年10月時点では利益Bに関して議論は行われていない。

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301